

## 高校生以上の皆さんへ



私たち、16歳になったけど、 どんな電動キックボードでも免許なしで乗れるのかなぁ?

> 特定小型原動機付自転車(特定原付) にあたる電動キックボードは、16歳以上 であれば免許不要になりました。

全ての電動キックボードが、 免許不要になったわけではありません!

特定小型原動機付自転車には、

- ·長さ190cm以下、幅60cm以下
- ·定格出力が0.60kW以下
- ・最高速度20km/h以下 等の基準があります。

基準に合わないものは、見た目が電動キックボードでも、一般原動機付自転車や 自動車(自動二輪車等)になり、運転には免許が必要です。

特に、インターネット販売などで購入する場合は基準に適合して いるか、十分に注意しましょう。

購入後は、標識(ナンバープレート)の取付や自賠責保険(共済) に加入しなければ、公道で運転することはできません。

運転前や購入前に、よく確認しましょう。

事前に交通ルールを勉強する必要があります。

## \* その他 \*

- 1 万一の場合に備え、乗車用ヘルメットの着用・任意保険の加入 をしておきましょう。
- 2 シェアリングの電動キックボードを利用する際、他人の身分証や クレジットカードで登録すると、別の犯罪になります。



未成年の方が利用する際は、例

交通事故を防ぐ、簡単だけど、効果のある方法が満載!

TOKYO SAFETY ACTION

https://www.safetyaction.tokyo/















